

改 正 案	現 行
<p>（予報及び警報）</p> <p>第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。） ）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならぬ。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に關し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならぬ。</p> <p>2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならぬ。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならぬ。</p> <p>3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならぬ。</p> <p>4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。</p> <p>5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（予報及び警報）</p> <p>第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。） ）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならぬ。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p>

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 6 (略)

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。

4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十五条 気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

2 前項の通知を受けた警察庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。

3 6 (略)

(新設)

5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

(許可の基準)

第十八条 気象庁長官は、前条第一項の規定による許可の申請書を受受理したときは、次の基準によつて審査しなければならない。

一・二 (略)

三 地震動、火山現象及び津波の予報以外の予報の業務を行おうとする場合に於ては、当該予報業務を行う事業所につき、第十九条の二の要件を備えることとなつてゐること。

四 地震動、火山現象又は津波の予報の業務を行おうとする場合に於ては、当該予報業務のうち現象の予想の方法が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

2 (略)

(気象予報士の設置)

第十九条の二 第十七条の規定により許可を受けた者(地震動、火山現象又は津波の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。次条において同じ。)は、当該予報業務を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士(第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

(権限の委任)

第四十三条の四 この法律に規定する気象庁長官の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を管区気象台長又は沖縄気象台長に委任することができる。

2 (略)

(許可の基準)

第十八条 気象庁長官は、前条第一項の規定による許可の申請書を受受理したときは、次の基準によつて審査しなければならない。

一・二 (略)

三 地震動及び火山現象の予報以外の予報の業務を行おうとする場合に於ては、当該予報業務を行う事業所につき、第十九条の二の要件を備えることとなつてゐること。

四 地震動又は火山現象の予報の業務を行おうとする場合に於ては、当該予報業務のうち現象の予想の方法が国土交通省令で定める技術上の基準に適合するものであること。

2 (略)

(気象予報士の設置)

第十九条の二 第十七条の規定により許可を受けた者(地震動又は火山現象の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。次条において同じ。)は、当該予報業務を行う事業所ごとに、国土交通省令で定めるところにより、気象予報士(第二十四条の二十の登録を受けている者をいう。以下同じ。)を置かなければならない。

(権限の委任)

第四十三条の四 この法律に規定する気象庁長官の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を管区気象台長、沖縄気象台長又は海洋気象台長に委任することができる。

2 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節 設置（第四十一条）</p> <p>第二節 観光庁（第四十二条 第四十四条）</p> <p>第三節 気象庁</p> <p>第一款 任務及び所掌事務（第四十五条 第四十七条）</p> <p>第二款 地方支分部局（第四十八条 第五十条）</p> <p>第四節 運輸安全委員会（第五十一条）</p> <p>第五節 海上保安庁（第五十二条）</p> <p>（設置）</p> <p>第四十八条 気象庁に、地方支分部局として、<u>管区气象台を置く。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（管区气象台等）</p> <p>第四十九条 管区气象台等（管区气象台及び沖縄气象台をいう。以下同じ。）は、気象庁の所掌事務のうち、<u>第四条第百二十号、第百二十一号（地球磁気及び地球電気に関するものを除く。）</u>、<u>第百二十二号及び第百二十八号に掲げる事務を分掌する。</u></p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条）</p> <p>第二章 国土交通省の設置並びに任務及び所掌事務</p> <p>第三章 本省に置かれる職及び機関</p> <p>第四章 外局</p> <p>第一節 設置（第四十一条）</p> <p>第二節 観光庁（第四十二条 第四十四条）</p> <p>第三節 気象庁</p> <p>第一款 任務及び所掌事務（第四十五条 第四十七条）</p> <p>第二款 地方支分部局（第四十八条 第五十一条）</p> <p>第四節 運輸安全委員会（第五十二条）</p> <p>第五節 海上保安庁（第五十三条）</p> <p>（設置）</p> <p>第四十八条 気象庁に、<u>次の地方支分部局を置く。</u></p> <p><u>管区气象台</u></p> <p><u>海洋气象台</u></p> <p>2 （略）</p> <p>（管区气象台等）</p> <p>第四十九条 管区气象台等（管区气象台及び沖縄气象台をいう。以下同じ。）は、気象庁の所掌事務のうち、<u>第四条第百二十号、第百二十一号（地球磁気及び地球電気に関するものを除く。）</u>、<u>第百二十二号及び第百二十八号に掲げる事務（海洋气象台の所掌に属するものを除く。）</u>を分掌する。</p>

27 (略)

(削る。)

(削る。)

第四節 運輸安全委員会

第五十一条 (略)

第五節 海上保安庁

第五十二条 (略)

27 (略)

8 国土交通大臣は、特に必要がある場合は、管区气象台等の所掌事務の一部を海洋气象台に分掌させることができる。

(海洋气象台)

第五十一条 海洋气象台は、気象庁の所掌事務のうち、第四条第百二十八号に掲げる事務及び次に掲げる事務を分掌する。

- 一 海上気象及び海水象（海洋に関する水象をいう。以下同じ。）の予報及び警報（津波の予報及び警報を除く。）に関すること。
- 二 海上気象及び海水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びに海上気象及び海水象に関する情報に関すること。
- 三 前二号に掲げる事項に関する気象通信に関すること。
- 四 海上気象及び海水象に関する気象測器に関すること。
- 2 海洋气象台の名称及び位置は、政令で定める。
- 3 海洋气象台の管轄区域及び内部組織は、国土交通省令で定める。
- 4 国土交通大臣は、特に必要がある場合は、海洋气象台の所掌事務の一部を管区气象台等に分掌させることができる。

第四節 運輸安全委員会

第五十二条 (略)

第五節 海上保安庁

第五十三条 (略)

改 正 案

現 行

<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条、第三十四条の三関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p>	<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条、第三十四条の三関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p>
<p>一（百四十二の二）（略）</p> <p>百四十三 予報業務の許可若しくは予報業務の範囲の変更の認可、気象観測成果の無線通信による発表業務の許可若しくは気象測器の器差に係る認定測定者の認定又は気象測器に係る登録検定機関の登録</p>	<p>一（百四十二の二）（略）</p> <p>百四十三 予報業務の許可若しくは予報業務の範囲の変更の認可、気象観測成果の無線通信による発表業務の許可若しくは気象測器の器差に係る認定測定者の認定又は気象測器に係る登録検定機関の登録</p>
<p>(一) (略)</p> <p>(二) 気象業務法第十九条第一項（変更認可）の予報業務の範囲の変更の認可（同法第十八条第一項第三号（許可の基準）の予報の業務又は同項第四号の地震動、火山現象若しくは津波の予報の業務を新たに行うために受けるものに限る。）</p> <p>認可件数</p> <p>一件につき九万円</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 気象業務法第十九条第一項（変更認可）の予報業務の範囲の変更の認可（同法第十八条第一項第三号（許可の基準）の予報の業務又は同項第四号の地震動若しくは火山現象の予報の業務を新たに行うために受けるものに限る。）</p> <p>認可件数</p> <p>一件につき九万円</p>
<p>百四十四（百六十）（略）</p>	<p>百四十四（百六十）（略）</p>